

県旗等作成業務に係る委託事業者募集要領

1 委託業務の概要

(1) 業務名

県・市町旗等作成業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年2月14日（火）まで

2 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 田辺市、印南町、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町及び串本町（以下、「南紀エリア」という。）に本店または支店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託業務を確実に遂行するに足りる能力を有する団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 国税及び地方税について滞納がない者であること。
- (6) 本公募及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

3 参加手続き等

(1) 提出先

〒646-8580 和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1

南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会 事務局

（和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課内）

電話 0739-26-7910 FAX 0739-26-7917

電子メールアドレス e1306161@pref.wakayama.lg.jp

(2) 見積書の提出

公募に参加する事業者は、令和5年1月18日（水）17時00分（必着）までに見積書を南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会事務局（以下、「事務局」という。）に、持参又は郵送のいずれかで提出すること。

なお、見積書を提出した後は、見積書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(3) 見積書

見積書は任意様式で、宛名を「南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会会長」とし、代表者印を押印の上、提出する。

なお、消費税及び地方消費税について、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(4) 無効となる見積もりについて

ア 参加資格を満たしていない者がした見積もり

イ 所定の提出期限までに提出されなかった見積書による見積もり

ウ 本公募について、見積者が2以上の見積書を提出した場合のいずれもの見積もり

エ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積もり

オ 記名押印を欠いた見積書による見積もり

カ 見積金額を訂正した見積書による見積もり

キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積もり

ク その他本公募に関する条件に違反した見積もり

(5) 質問の受付

本業務に関する質問は、令和5年1月16日（月）までに文書（書式自由、ただし規格はA4版）によりFAX又は電子メールで送付すること。電子メールによる質問の場合は、題名の最初に『県旗等作成業務の公募に関する質問』と明記すること。また、FAXによる場合は、送信後、事務局に着信確認の電話をすること。

質問に対しては、原則として令和5年1月17日（火）までに、FAXによる質問に対してはFAXにて、電子メールによる質問に対しては電子メールにて回答し、その内容については、当協議会ホームページへ掲載するものとする。

ただし、その内容が軽微なものにあつては、事務局の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

(6) 業者の決定

提出期限後、速やかに見積書を開封し、予定価格の制限の範囲内で、最低の

価格をもって有効な見積もりを行った者を本業務の受託者として決定する。結果については、令和5年1月19日（木）までに、事務局から本業務の受託者のみに通知するものとする。

4 契約

受託者は通知があり次第、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会事務局と打ち合わせを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手するものとする。

5 その他特記事項

(1) 本公募に参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 本公募に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒646-8580 和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1

南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会 事務局

(和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課内)

電話 0739-26-7910 FAX 0739-26-7917

電子メールアドレス e1306161@pref.wakayama.lg.jp